**平成２５年（フ）第５６７号**
広島市安佐南区大町西２丁目８番５号
破産者　宮脇　隆浩
1　決定年月日　平成26年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第６８２号**
広島市南区宇品海岸２丁目13番17―1104号
破産者　大山　　学
1　決定年月日　平成26年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第８７８号**
広島市安佐南区長束６丁目８番26―311号
破産者　三枝麻里恵
1　決定年月日　平成26年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第４号**
岩手県上閉伊郡大槌町吉里々々第14地割28番地33
破産者　茂木　広貴
1　決定年月日　平成26年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

**平成２５年（フ）第２７７号**
宮城県宮城郡利府町しらかし台３丁目６番地16
破産者　鹿野　良憲
1　決定年月日　平成26年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２５年（フ）第４２９号**
仙台市青葉区台原４丁目13番７号
破産者　三浦志美子
1　決定年月日　平成26年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２５年（フ）第４０号**
山形県鶴岡市由良３丁目11番13号
破産者　佐藤麻智香
1　決定年月日　平成26年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所鶴岡支部

**平成２５年（フ）第４３号**
山形県鶴岡市三瀬字堅田180番地３
破産者　五十嵐陽子
1　決定年月日　平成26年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所鶴岡支部

**平成２５年（フ）第９２号**
福島市本内字中街道下３番地の３、一部不動産登記簿上の住所福島県伊達郡保原町字前田町10番地
破産者　鈴木　義隆
1　決定年月日　平成26年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

**平成２５年（フ）第１７１８号**
横浜市磯子区杉田８丁目46番４号
破産者　田口　　徹
1　決定年月日　平成26年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第１７５２号**
横浜市西区南幸２丁目16番１―714号
破産者　井上　好正
1　決定年月日　平成26年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第１７８５号**
横浜市神奈川区菅田町1660番地１　フラット的場201号
破産者　前田　勝美
1　決定年月日　平成26年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第１８１３号**
横浜市港北区綱島上町137番地22
破産者　前田　辰雄
1　決定年月日　平成26年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第１８７２号**
横浜市緑区鴨居７丁目２番８号
破産者　村松　　紀
1　決定年月日　平成26年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第１９５３号**
横浜市旭区上白根町字長坂778―１介護老人保健施設　四季の森、住民票上の住所横浜市南区高砂町３丁目33番地
破産者　渡邉　勝子
1　決定年月日　平成26年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第５４号**
新潟県長岡市塚野山3021番地13
破産者　大矢　雅宣
1　決定年月日　平成26年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

**平成２５年（フ）第１４０号**
新潟県南魚沼市浦佐3726番地３　メゾンレスポワール３号
破産者　川口　真司
1　決定年月日　平成26年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

**平成２５年（フ）第３５３号**
金沢市小坂町中23番地１　レジデンスＫ１―105号、従前の住所金沢市御所町２丁目187番地２
破産者　林　　省一
1　決定年月日　平成26年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

**平成２５年（フ）第５０４号**
静岡市清水区高橋３丁目10番28号　エール下野106
破産者　鈴木　佳代
1　決定年月日　平成26年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部